

宿 泊 約 款

TERMS AND CONDITIONS FOR
ACCOMMODATION CONTRACTS

湯畑の宿 佳乃や

宿 泊 約 款

(適用範囲)

- 第1条 1, 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2, 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じないときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 1, 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2, 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 1, 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、但し、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 1, 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められたとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 群馬県旅館業条例 第16条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第5条 1, 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2, 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところより、違約金を申し受けます。
- 3, 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

- 第6条 1, 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行者をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 群馬県旅館業条例 第16条の規定する場合に該当するとき。
 - (6) 寝室にて寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2, 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 1, 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・住所及び電話番号
- (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2, 宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等の通貨に代わり得る方法により行おうとするとき、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第8条 1, 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2, 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室に応じることがあります。この場合には超過1時間毎に1室につき税別1500円、12時までを限度として追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第9条 1, 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 1, 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門限 特に設けていません。

ロ フロントサービス 午前7時～午後11時

(2) 飲食など(施設)サービス時間

イ 軽朝食 午前7時から午前9時までの間に来場

ロ フリードリンクコーナー 終日

ハ 客室係り等サービス 夜の部: 午後3時～午後9時 朝の部: 午前8時～午前10時

(3) その他の施設時間

イ 男女大浴場 午後3時から翌午前10時(深夜の清掃時間帯を除く)

ロ コインランドリー 終日

2, 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条 1, 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2, 前項の宿泊料金等の支払いは通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3, 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 1, 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えないときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2, 当館は、防火基準点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第13条 1, 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。

2, 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できていないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

- 第 14 条 1, 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。
ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2, 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館(ホテル)の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、10 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第 15 条 1, 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2, 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 30 日間保管し、その後宿側の判断に於いて処分いたします。
- 3, 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場利用規則)

- 第 16 条 1, 当館の管理する駐車場はございません。近隣の駐車場をご利用ください。
- 2, 駐車場利用中に発生した問題につきましては、ご利用中の駐車場運営会社の利用規則に準じます。
- 3, 駐車場のご利用前に必ず各駐車場の料金表をご確認ください。当館での資料作成時から料金の変動があった場合の差額の負担には応じかねます。

(宿泊客の責任)

- 第 17 条 1, 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金の算定方法(第 2 条第 1 項 3 号、第 3 項第 2 項及び第 11 条第 1 項関係)

			内 訳
う べ ぎ 総 額	宿 泊 客 が 支 払 う べ き 金 額	料 宿 金 泊	①基本宿泊料(室料) ②税金(入湯税 50 円乃至 100 円乃至 150 円、消費税 10%)
		料 追 加 金	③追加室料及びその他の利用料金 ④税金(消費税 10%)

備考 1, 子供料金に関して

区分	年齢	布団	金額
小人	小学生	有	大人料金の 100%もしくは 70%
幼児	3 歳～5 歳	有	大人料金の 100%もしくは 70%
乳児	3 歳未満	無	大人料金の 20%及び 寝具の追加は税別 1500 円

備考 2, 満 3 歳児以上についてはすべて最大収容人員の勘定に含む。添い寝不可。

備考 3, 料金区分

重複する場合はより下部の区分が優先される。

料金区分 1 日曜、月曜、火曜、水曜、木曜、金曜

料金区分 2 土曜、祝前日、当館の定める休前日相当日

料金区分 3 祝日及び休前日相当日の 3 ヶ日以上連続する期間

料金区分 4 料金区分 2 及び料金区分 3 の何れも該当する日取

別表第 2 違約金(第 5 条、第 2 項関係)

契約人数 1 名より

契約解除の通知を 受けた日	無断不泊	当日	前日	2～3 日前
違約金額	100%	100%	50%	30%

契約人数 1 名より、早期予約割引適用の料金に限る

契約解除の通知を 受けた日	無断不泊	当日	前日	2～7 日前
違約金額	100%	100%	50%	30%

契約人数 1 名より、直前予約割引適用の料金に限る

契約解除の通知を 受けた日	無断不泊	当日	前日～366 日前
違約金額	100%	100%	100%

備考 4, 違約金の免除

下記事由に該当する場合に於いては違約金の一部乃至全部を免除するものとする。

- 1, 指定感染症および一～三類相当として取り扱われている感染症への感染
- 2, 公共交通機関の運休や道路交通規制を伴う天候不順および自然災害
- 3, 三親等内の近縁者の不祝儀